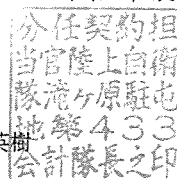


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 津曲 英樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
2PA41GG01190		2PYS1AS0135 0001					
品名 または 件名							
蛍光灯管等運搬・処分役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
駒門駐屯地			業務隊管理科				
搬 入 場 所			納 期 また は 工 期				
齊藤技官（323）			令和5年3月31日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和5年2月7日（火）10時40分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 会計隊に備え付けてある「入札及び契約心得」及び「標準契約（請）書」を熟読のうえ、入札に参加する。

(2) その他の項目については別紙による。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

つぎの項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書を受けた者のうち、公告に示された等級格付けに該当するほか、競争参加地域が東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (7) 参加者は、環境配慮への取組状況、優良基準への適合条件（裾切基準50%以上）を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班

・ 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

3 落札決定に関する事項

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

4 違約金に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

5 入札の無効に関する事項

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報電話等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

6 契約書の作成

作成する。

7 入札に参加する者は、当該産業廃棄物に関連する収集運搬及び処分許可証を提出すること。

8 郵便入札

郵便による場合は、2月3日（金）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は適合条件を満たすことを証明する書類を2月3日（金）12時00分までに提出すること。
- (2) 入札参加希望者で、現在までに適合基準に合格している者は提出を省略できるものとする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 参加業者は、仕様書を会計隊契約班にて受領し、不明な点は事前に確認し入札に参加する。
- (5) 入札に参加する者は、資格決定通知書の写しを提出する。
- (6) 代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出する。
- (7) 本件入札においては郵便入札を可とする。初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。
 - (ア) 場所 滝ヶ原駐屯地会計隊入札室
 - (イ) 日時 令和5年2月9日 10時40分

10 問い合わせ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊（担当：青木）

TEL 0550-89-0711（内線 343 FAX 487）

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧（収集運搬業者）

区 分	提 出 書 類	チェック欄
誓約書		
1	優 誓約書	☐
環境配慮への取組状況		
1	優 環境/CSR報告	☐
2	優 温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料	☐
	優 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料	☐
	優 インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類	☐
3	優 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修・教育の年間実施計画	☐
優良認定への適合状況		
1	優 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類	☐
2	優 優良産廃業者認定制度の認証業者であることを証する書類	☐
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）	☐
4	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互承認されている認証制度による認証を受けていることを証する書類	☐
5	直前3年の貸借対照表	☐
	直前3年の損益計算表	☐
	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資金比率が10%以上であることを証する書類	☐
	直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類	☐
	国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）	☐
	社会保険料納付確認書（又はその写し）	☐
	労働保険料納付確認書（又はその写し）	☐
収集運搬業独自の取組		
1	環境に配慮した運転（実施状況及びインターネット等による情報公開並びに認証【グリーン経営認証など】）	
	優 ア. エネルギー使用実態の把握等	☐
	優 イ. エコドライブの推進措置	☐
	優 ウ. 点検・整備の自主管理基準	☐
	優 エ. 輸送効率向上のための措置	☐
2	優 低燃費率の導入割合（平成27年度燃費基準達成車）	☐
3	優 低排出ガス車の導入割合（平成17年度規制以降の適合車）	☐

注1：優良認定の適合状況で求める書類は、基本的には優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2：優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧（中間処理業者）

区 分	提出書類	チェック欄
誓約書		
1	優 誓約書	☐
環境配慮への取組状況		
1	優 環境/CSR報告	☐
2	優 温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料	☐
	優 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料	☐
	優 インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類	☐
3	優 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修・教育の年間実施計画	☐
優良認定への適合状況		
1	優 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類	☐
2	優 優良産廃業者認定制度の認証業者であることを証する書類	☐
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）	☐
4	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互承認されている認証制度による認証を受けていることを証する書類	☐
5	直前3年の貸借対照表	☐
	直前3年の損益計算表	☐
	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資金比率が10%以上であることを証する書類	☐
	直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類	☐
	国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）	☐
	社会保険料納付確認書（又はその写し）	☐
	労働保険料納付確認書（又はその写し）	☐
中間処理業独自の取組		
3	優 【破碎処理】 低公害型建設機械の導入状況を証する書類 （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	☐
	優 【焼却処理】 熱回収の実施状況を証する書類	☐

注1：優良認定の適合状況で求める書類は、基本的には優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2：優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧（最終処分業者）

区 分	提 出 書 類	チェック欄
誓約書		
1	優 誓約書	☐
環境配慮への取組状況		
1	優 環境/CSR報告	☐
2	優 温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料	☐
	優 温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料	☐
	優 インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類	☐
3	優 従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修・教育の年間実施計画	☐
優良認定への適合状況		
1	優 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類	☐
2	優 優良産廃業者認定制度の認証業者であることを証する書類	☐
3	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）	☐
4	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互承認されている認証制度による認証を受けていることを証する書類	☐
5	直前3年の貸借対照表	☐
	直前3年の損益計算表	☐
	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資金比率が10%以上であることを証する書類	☐
	直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類	☐
	国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）	☐
	社会保険料納付確認書（又はその写し）	☐
	労働保険料納付確認書（又はその写し）	☐
最終処分業独自の取組		
3	優 低公害型建設機械の導入状況を証する書類 （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	☐

注1：優良認定の適合状況で求める書類は、基本的には優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2：優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

第 4 3 3 会計隊長 津曲 英樹 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 提出する申請書類に虚偽の内容がないこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公表方法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 平成 3 0 年 2 月 7 日（入札日からさかのぼって 5 年（5 年以内に新規参入した場合は、新規参入した日））から令和 5 年 2 月 7 日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）第 9 条の 3 第 1 項に規定する特定不利益処分を受けていないこと。（誓約日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第 4 3 3 会計隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて網羅されており、かつ本入札参加時において最新のものであること。

令和 5 年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、氏名欄に法人の名称及び代表者の氏名を記載する。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
第9条の3第1項に規定する特定不利益処分

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の3及び法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②産業廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条第2項及び法第15条の2の7）
- ③産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2及び法第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

仕 様 書

- 1 件 名 蛍光灯管等運搬・処分役務
- 2 場 所 静岡県御殿場市駒門 5 - 1 陸上自衛隊駒門駐屯地内
- 3 概 要 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物蛍光灯管等の運搬処理 1 式
- 4 一般事項
 - (1) 本役務は、本仕様書及び関係法令を遵守し実施する。
 - (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合、または明記がない場合は監督官と協議のうえ実施する。
 - (3) 本作業の実施に際し、産業廃棄物に関する十分な知識、経験、資格及び技術を有し、かつ役務を完全に遂行できるものとし、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを 1 部提出する。更に処分委託をする場合は、委託契約書の写しも併せて提出する。
 - (4) 本役務に必要な書類等は、監督官の指示に従い延滞なく手続きを行う。
 - (5) 施設に損傷を与えた場合は遅滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき、請負業者の責任において原状に復旧する。
 - (6) 本役務の実施にあたり作業現場及び許可された場所以外の立ち入り、指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 5 特記事項
 - (1) 廃棄物の種類及び予定数量は一覧表のとおり
 - (2) 請負業者はマニフェスト E 票までを、納期までに(必着) 官側へ提出する。

件 名	蛍光灯管等運搬・処分役務	図面 番号	2 / 3
図 面 名 称	仕 様 書	縮 尺	—

一 覧 表

件名：蛍光灯管等運搬・処分後事務				
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1 蛍光灯	FL6W	本		
	FL10W	本	30	
	FL20W	本	58	
	FLR20W	本		
	FL40W	本	15	
	FLR40W	本	434	
	FHF16W	本		
	FHF32W	本	608	
	FCL20W	本	6	
2 コンパクト型蛍光灯	FPL27W	本		
	FPL36W	本	2	
	FDL13W	本		
	FDL18W	本		
	FDL27W	本		
	FHT24W	本		
	FHT32W	本	30	
	FHT42W	本	23	
3 水銀灯	MF100W	本		
	MF250W	本		
	MF400W	本		
4 殺菌ランプ	GL6	本	24	
	GL15	本	10	
	GL20	本	4	
5 電球型蛍光灯	EFA10W	本		
	EFA15W	本		
	EFD15W	本	1	
	EFD25W	本		
6 高圧ナトリウム灯	NH110W	本	3	
7 捕虫器用蛍光灯	FL20S・BLK	本	2	
合計			1,250	

件 名	蛍光灯管等運搬・処分		
図面名	一覧表		
縮 尺	—	図 番	3 / 3
陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊管理科			

市 価 調 査 票

件 名 : 蛍光灯管等運搬・処分役務

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
蛍光灯管等運搬・処分役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和5年3月31日

納 入 場 所 駒門駐屯地

見 積 条 件 当社通常販売価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書

分任契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 殿
第433会計隊長 津 曲 英 樹

¥ (別途消費税)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
蛍光灯管等運搬・処分役務	仕様書のとおり	ST	1			
	以下余白					
合 計						

納 期 令和5年3月31日

納 入 場 所 駒門駐屯地

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私 は、
当社は、 暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について制約致します。
当団体は、

入札年月日 令和5年2月7日

住 所
氏 名